

副
本

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外4名

準備書面(10)

平成19年2月7日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関口幸



第1 原告準備書面(4)に対する反論

平成18年4月19日付け原告ら準備書面(4)の治水に関するものに対して、次のとおり反論する。

なお、治水に関する基準、意見はいろいろあるとしても、それは、国の政策・判断に係るものであり、本件知事等の支出の適法性との関係からみれば、それは非財務会計行為に関するもので、住民訴訟になじまないものである。

また、既に述べたように、国土交通大臣の本件納付通知は、違法、無効なものではなく、知事等はそれに拘束されるものであり、ダムの必要性等についての政治的あるいは政策的判断により、知事等に財務会計法規上の義務違反が生じるようなことはあり得ないことを指摘しておく。



1 河川法第63条に基づく負担金の支出命令について

原告らは、「流域の都県が八ッ場ダムの建設によって受ける利益は全くない」から国土交通大臣が関係都県に負担金の支出を求める根拠は客観的には存在せず、国土交通大臣の納付命令は地方公共団体の健全な財政運営の見地から看過し得ない瑕疵を有し、地方公共団体との関係では相対的に無効と評価すべきものであるから、地方公共団体の執行機関が漫然とこれに従って支出命令を発することは、誠実義務に反し、違法であると主張している。

しかしながら、被告ら準備書面（6）、第2、2（2）で述べたとおり、河川法第63条第1項に基づく負担金は、国土交通大臣が行う河川の管理により、同法第60条第1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合に、当該利益を受ける都府県に負担させるものである（同法第63条第1項）。当該都府県が著しく利益を受けるか否かは、国土交通大臣に判断権限があり、都府県に判断権限はない。

また、利根川及び吾妻川（河川法第9条第2項に規定する指定区間を除く。）は、国土交通大臣が管理する一級河川であり、その維持・整備等の責任（治水）は河川管理者たる国土交通大臣が負うものであって（同法第9条第1項、第16条、第16条の2等）、県又は県知事にはその権限も責任もない。したがつて、支出命令について、県知事には故意・過失はなく、原告らの本主張は不適法であり、直ちに棄却されるべきものである。

このように本件は、本来、国との関係において主張すべきもので、被告に対して主張するになじまない性格のものである。以下は、八ッ場ダムに関するものについて、その主な論点につき国の意見を基に反論する。

なお、原告らの準備書面（4）の主張については、国土交通省の見解を再確認するため、埼玉県知事から意見照会（乙第78号証）し、関東地方整備局長から回答（乙第79号証、乙第80号証）を得ているので、以下の反論と説明の多くはその回答によるものであることを予めお断りしておく。



2 ハッ場ダム建設事業の河川法上の位置付けについて

原告らは、平成9年の改正河川法では、水系ごとに河川整備基本方針と河川整備計画の策定が義務付けられているが、ハッ場ダムの建設が計画されている利根川水系では未だにそれらが策定されておらず、河川法を逸脱した状態で進められていると主張する。

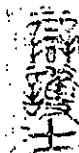
しかしながら、河川法（平成9年法律第69号）附則第2条において、河川整備基本方針及び河川整備計画が定められるまでの間は、改正前河川法第16条第1項の規定に基づいて当該河川につき定められている工事実施基本計画の一部を改正後の河川法第16条第1項及び第16条の2第1項の規定により河川整備基本方針及び河川整備計画とみなす旨規定されている。

ハッ場ダム建設事業は、利根川水系工事実施基本計画（平成7年3月改定）の「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」及び「河川工事の実施に関する事項」に位置付けられており、上記規定に当てはめると、河川整備の基本となるべき方針に関する「河川整備基本方針」及び具体的な河川整備に関する「河川整備計画」に位置付けられた事業とみなすことができる。

なお、国の社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において、国土交通大臣が任命した治水や環境、水利用の専門家、地域の代表者により審議がなされ、平成18年2月に、利根川水系河川整備基本方針が策定されており、その中の「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」において、ハッ場ダムの建設が謳われている。

また、利根川水系河川整備計画については、国土交通省において早期策定に向けて鋭意検討を進めているところであり、同計画は河川整備基本方針に沿った当面の河川整備の具体的な内容を定めるものであるから、現在実施中のハッ場ダム建設事業は基本的には当該計画に位置付けられることになるのである。

そのため、ハッ場ダム建設事業は河川法に則った事業であることに疑いを挟



む余地はなく、河川法を逸脱しているなどと到底言えるものではない。

3 八斗島地点における基本高水ピーク流量について

(1) 原告らは、八ッ場ダムが治水上必要とされる根拠となっている基本高水流量毎秒22,000立方メートル(利根川水系工事実施基本計画に位置付け)は、以下の理由により、科学的根拠に乏しくきわめて過大であると主張する。

① 八斗島地点における基本高水流量毎秒22,000立方メートルは、20年に1回とされる昭和22年のカスリーン台風が再来した場合の計算流量であるが、その流出モデルは、それにより計算した総流出量が実績洪水流量の1.3倍から1.5倍になるなど、過大な値を算出するための信頼性のない欠陥モデルである。

② 上記計算の前提となるカスリーン台風時の実績洪水流量は毎秒17,000立方メートルとされているが、これは観測流量ではなく近傍の複数の観測地点の観測値を単純に合算した推定流量で推定方法に誤りがあり、洪水流量としては毎秒約15,000立方メートル程度であったと考えられること、八斗島上流域は谷合を流れているので八斗島上流での氾濫流量はせいぜい毎秒1,000立方メートル程度と考えられることから、カスリーン台風時の実績洪水流量は毎秒16,000立方メートル程度であり、さらに、森林乱伐により山の保水力が著しく低下していたカスリーン台風当時と比べ、現在では保水力が大きく向上しているから、カスリーン台風が再来しても最大洪水流量は毎秒16,000立方メートルを下回ることは確実であるので、実績洪水流量を17,000立方メートルとするのは過大である、というものである。

(2) 以下に、上記3(1)の主張が誤っていることを国土交通省の見解を基に述べる。

① 八斗島地点における基本高水ピーク流量変更の概要について



昭和 24 年策定の利根川改修改訂計画では、基本高水のピーク流量（河川流域に降った計画上想定している規模の雨水がそのまま河川に流れ出た場合の流量）を八斗島基準地点で毎秒 17,000 立方メートルとし、昭和 40 年に策定された利根川水系工事実施基本計画においてもこれを引き継いだが、その後、昭和 55 年に改定された利根川水系工事実施基本計画においては、利根川流域の経済的、社会的発展に合わせて利根川の出水特性の検討を行い、八斗島地点における基本高水のピーク流量を毎秒 22,000 立方メートルとした。

なお、平成 18 年 2 月に策定された利根川水系河川整備基本方針においても、八斗島における基本高水のピーク流量を毎秒 22,000 立方メートルとしているが、上流のダム群等洪水調節施設による調節を毎秒 5,500 立方メートル、河道の分担量を毎秒 16,500 立方メートルとしている。

② 基本高水ピーク流量変更の理由について

基本高水のピーク流量は各河川で洪水防御の目標とする規模の洪水の最大流量であり、国土交通省は、昭和 22 年 9 月のカスリーン台風による洪水の流量（流量観測されていた地点からの推計値）を基に、昭和 24 年の利根川改修改訂計画において八斗島地点の基本高水のピーク流量を毎秒 17,000 立方メートルと定めた。

昭和 22 年のカスリーン台風以降、利根川上流域の各支川は災害復旧工事や改修工事により河川の洪水流下能力が増大し、従来上流で氾濫していた洪水が河道へより多く流入しやすくなり、下流での氾濫の危険性が高まった。また、都市化による流域開発は上流の中小都市にまで及び、洪水流出量を増大させることになった。昭和 24 年の改修改訂計画から既に 30 年が経過し、上流の河川改修工事や都市化の進展等、利根川を取り巻く情勢が一変したため、これに対応した治水対策とするべく、昭和 55 年に利根川水系工事実施基本計画を改定し、基本高水のピーク流量を変更したものである。



昭和24年の改修改訂計画の対象洪水となった昭和22年のカスリーン台風による洪水流量は、上流域で相当量の氾濫が生じていた状態での流量であった。昭和55年改定の利根川水系工事実施基本計画では、従前と同じく計画規模の対象洪水をカスリーン台風による洪水流量としていたが、昭和22年以降の上流部の河川改修・開発等による流出増があるため、カスリーン台風が再来し、昭和22年当時と同じく上流にダムがないという条件で流出量について検討を加えると、八斗島地点における基本高水のピーク流量は毎秒22,000立方メートル程度となった。

③ 基本高水のピーク流量毎秒22,000立方メートルの算出について

八斗島地点における基本高水のピーク流量毎秒22,000立方メートルは、河川管理者である建設大臣（当時）が、200分の1確率規模の洪水流量（200年に一度起こり得る計算上算出される河川の最大流量。利根川水系では、洪水防御対象地域の重要性等から200分の1とされている。）毎秒21,200立方メートルと昭和22年9月のカスリーン台風時の実績降雨から算定した流量毎秒22,000立方メートルの双方を考慮し、平成9年法律第69号による改正前の河川法第16条に基づく河川審議会の意見を聴いて、昭和55年12月19日の利根川水系工事実施基本計画において毎秒22,000立方メートルと定められているものである。

カスリーン台風の洪水流量（毎秒22,000立方メートル）の算定に用いた流出計算モデルは、雨量から洪水流量を計算する一手法である「貯留閑数法」を用いている。原告は信頼性のない「流出モデル」と言うが、この手法は国土交通省が管理する河川の洪水の流出計算で一般的に使用されている手法で、流域内に降った雨がその流域に貯留され、その貯留量に応じて流出量が定まると考え、流出量を推定するものである。流出計算モデルは支川の合流などを考慮して流域をいくつかの小流域に分割し、各小流域毎に貯留閑数法による流出計算を行い、それらの時差を考慮しながら合流させて基準地

点（利根川では八斗島地点）の洪水流量を計算するものである。利根川の流出計算モデルは、昭和33年及び昭和34年の実績洪水を用いてモデルの適合度の検証を行っており、流出計算モデルによる計算結果（洪水流量及びその時間的变化）は実測値に近似して実績洪水を良く再現できており、さらに昭和57年及び平成10年の実績洪水でも十分検証できている。以上の結果から、この流出計算モデルを用いて算出した洪水流量は十分信頼できるものであり、200分の1確率流量（200年に1度程度の確率で発生する規模の洪水のピーク流量）や八ッ場ダムの効果量の算定の際に行う流出計算などにも使用されているものである。

④ 200分の1確率規模の洪水流量の算出について

利根川では地域分布や時間分布が異なる複数の降雨パターンから所定の確率規模の洪水流量を算出する手法として、「総合確率法」が用いられている。具体的には、「地域分布や時間分布が異なる多くの降雨パターンの実績降雨を代表降雨群とし、それらを任意の確率規模（例えば50分の1、100分の1、200分の1など）の雨量に引き伸ばす」、「これらが降雨として生じたものとして、それぞれのケース毎に流出計算を行う」、「求められた洪水流量群を統計処理して、必要とする確率規模の洪水流量を算出する」というものである。流域が広く、降雨の地域的・時間的偏りが大きい河川においては、「総合確率法」は基本高水のピーク流量の合理的な決定手法の一つであるとされている。

利根川の流域面積は日本最大であり、基準地点の八斗島上流の3流域は、それぞれが1,000平方キロメートルを超える大流域となっている。このため、降雨の地域的・時間的な偏りが大きくなりやすい特性があり、利根川の基本高水のピーク流量の算定に総合確率法を用いることは、妥当なものである。

総合確率法により算定された200分の1確率流量は毎秒21,200立



方メートルとなり、カスリーン台風が再来した場合の洪水流量（毎秒22,000立方メートル）とほぼ同規模であった。

そして、利根川水系工事実施基本計画の策定に当たっては、八斗島基準地点における基本高水のピーク流量は200分の1確率流量と既往最大流量のいずれか大きい値を探ることとされ、毎秒22,000立方メートルとなっている。

⑤ カスリーン台風による洪水流量と現在の基本高水ピーク流量の関係について

昭和24年の利根川改修改訂計画の対象洪水とした昭和22年9月のカスリーン台風による八斗島地点の洪水流量（毎秒17,000立方メートル）は、現在主流の洪水流出計算法である貯留関数法（昭和30年代に開発されたもの）が開発される前のもので、実際に流量観測されていた地点の実測値から推算した流量であるが、昭和55年の利根川水系工事実施基本計画の改定では、利根川上流部の改修、開発による流出増を見込み、貯留関数法を用いて、カスリーン台風の再来した場合の洪水流量（毎秒22,000立方メートル）を算定しており、計算手法が異なる昭和22年当時の洪水流量（毎秒17,000立方メートル）を前提として計算している訳ではないので、原告の指摘する実績洪水流量毎秒17,000立方メートルへの批判は当たらない。

したがって、カスリーン台風による八斗島地点の実績洪水流量（毎秒17,000立方メートル）の是非を議論しても、八斗島上流における河川整備の進展等を考慮して定められた基本高水のピーク流量（毎秒22,000立方メートル）とは関連がなく、原告の主張は不適切である。

⑥ 森林の保水力について

日本学術会議が森林の洪水緩和機能の限界について次のとおり指摘している。



「治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。このように、森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定されており、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保されることになる。」

(平成13年11月「地球環境・人間生活にかかる農業及び森林の多面的な機能の評価について」)。

利根川の治水計画は流域の森林の存在を前提としており、中小洪水時の森林の洪水緩和機能を否定するものではないが、カスリーン台風をはじめとする治水上問題となる大洪水時には、森林の洪水緩和機能には限界があり、治水効果に見込めるほど大きく洪水流量が低減することはない。

4 利根川の治水計画について

原告らは、「八斗島地点の上流で既設ダムのほか八ッ場ダム等のダムにより調節しなければならない流量は毎秒5,500立方メートルとされているが、既設6ダムの効果は合計毎秒1,000立方メートルで、八ッ場ダムによる効果毎秒600立方メートルと合わせても毎秒1,600立方メートルに過ぎず、残りの毎秒3,900立方メートルを調節するためにはこれから数多くのダムを建設しなければならないことになる。しかし、現実には利根川上流で治水目的を含む多目的ダムは次々と建設が中止されており、新たに多数のダムを建設することは全く不可能であり、利根川の治水計画はすでに破綻している。」と主張する。

しかしながら、この主張が誤っていることを国土交通省の見解を基に、以下のとおり述べる

平成18年2月に策定した利根川水系河川整備基本方針では、八斗島基準地点において、基本高水のピーク流量毎秒22,000立方メートルのうち、河道分担量を毎秒16,500立方メートルとし、残りの毎秒5,500立方メートルを洪水調節施設により調節する計画とした。従前の利根川水系工事実施基本計画に比べると、八斗島基準地点における基本高水のピーク流量は変わらないものの、河道分担量を毎秒500立方メートル増やし、その代わりに洪水調節施設による調節量を毎秒500立方メートル減らしている。

この理由としては、広域地盤沈下により利根川の堤防・流路ともに沈下したが、堤防は沈下量に合わせて嵩上げしており、結果として河道の流下能力が増大したことを考慮して、河道分担量を増加させたものであるとされている。

八斗島上流の洪水調節施設の現状は、上記した矢木沢、奈良俣、藤原、相俣、菌原、下久保の6ダムが完成しているが、建設中の八ッ場ダムを合わせても洪水調節効果が毎秒1,600立方メートル程度と見込まれ、今後更なる洪水調節施設の整備が必要であり、国土交通省は、次のような徹底した既存施設の有効利用を図りながら洪水調節施設を整備することとしている。

- (1) 烏川下流域において、河道内調節池を地下水位に影響を与えない範囲で可能な限りの掘削を行い、エリアの拡大も含めて洪水調節容量（治水容量）の増加を図る。
- (2) 利根川上流域の既設各ダムの集水面積、降雨・積雪等による流出特性を考慮し、各ダムの治水容量・利水容量をダム間で振り替えることにより、治水機能の強化を図る。例えば、集水面積が大きく同じダム容量でも治水効果の高いダムと、雪解け水など普段の流出量が多く利水効果の高いダムについて、前者の利水容量を治水容量に振り替え、後者の治水容量を利水容量に振り替える等により、同じダム容量でもより有効に洪水調節の機能を果たすことが可能となる。
- (3) 技術的に可能な既設ダムの嵩上げを行い、治水容量の増加を図る。



- (4) 既設ダムの治水機能を最大限に活かせるように、気象予測や情報技術の進展等を踏まえ、より効率的なダムの洪水調節方式（操作ルール）に変更する。
- (5) これらの対策でも不足する治水容量は、新規の洪水調節施設で確保する。

八ッ場ダムの建設と、このような対策を併せて講じながら利根川治水計画が成り立っているのであり、八ッ場ダムの建設を不要とする理由は全くない。

5 八ッ場ダムの治水効果について

- (1) 原告らは、以下の理由により八ッ場ダムの治水効果が乏しいと主張する。
- ① カスリーン台風が再来した場合の八斗島地点に対する八ッ場ダムの治水効果はゼロであり、他の大洪水においてもその治水効果は非常に小さく、他方、吾妻渓谷そのものが自然の洪水調節作用を持っていて、すでに自然の力が吾妻川上流から来る洪水をなだらかにする効果を発揮している。
- ② 八斗島地点で毎秒 600 立方メートルとされる八ッ場ダムの治水効果は、建設省河川砂防技術基準（案）のルールに反して、八ッ場ダムによる八斗島地点での洪水の削減効果を算出するため机上の計算をしたにすぎず、上記基準どおり計算すれば八ッ場ダムの治水効果は非常に少ない、というものである。
- (2) 以下に、上記 5 (1) の主張が誤っていることを国土交通省の見解を基に述べる。

① 様々な降雨パターンを想定した治水対策について

利根川上流域（八斗島地点上流域）は約 5,100 平方キロメートルあり、奥利根流域（約 1,700 平方キロメートル）、烏川・神流川流域（約 1,800 平方キロメートル）及び吾妻川流域（約 1,400 平方キロメートル）の 3 つの流域に大別される。カスリーン台風では烏川・神流川流域に多くの雨が集中したが、過去の洪水では様々な地域に降雨が偏る降雨パターンが多



くあり、いつも一定の一部地域に集中するとは限らないため、利根川の治水計画では、利根川上流域の様々な地域に降雨が偏っても治水対策が対応できるように洪水調節施設を配置する計画となっている。奥利根流域と烏川・神流川流域には矢木沢ダム等の洪水調節施設が既に整備され、既設ダム群は6ダム合わせて約1,440平方キロメートルに降った雨を集めて洪水調節するが、利根川上流域のほぼ4分の1を占める吾妻川流域には洪水調節ができる大規模なダムはない。

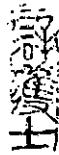
八ッ場ダムは、吾妻川流域の約半分の708平方キロメートルに降った雨を集めて洪水調節するもので、また、洪水調節容量（ダム貯水池に洪水を一時的に貯めることのできる容量）は6,500万立方メートルであり、集水面積および治水容量ともに利根川上流ダム群の中で最大であって、利根川の治水上重要な役割を果たすものである。

八斗島地点での洪水調節効果については、200分の1の確率規模の降雨量において、ピーク流量を平均で毎秒約600立方メートル削減する効果が見込まれる。カスリーン台風では、吾妻川流域の降雨量が他の流域に比べて少なかったため、八ッ場ダムの効果は大きくは期待できないが、他の降雨パターンでは大きな効果が見込まれるのである。過去の洪水を見ても降雨の地域的な偏り（地域分布）は洪水毎に異なっており、近年では、利根川堤防に漏水等の被害をもたらした平成13年9月の台風15号が吾妻川流域に多量の雨を降らせたが、八ッ場ダムは、こうした事態に対し大きな効果を発揮することが期待される。

したがって、八ッ場ダムの治水効果が非常に小さいとする原告の主張は、適切ではない。

② 吾妻渓谷の洪水調節作用について

吾妻渓谷は、八ッ場ダムサイト付近からその下流にかけて約3.5キロメートルにわたり、V字型の渓谷をなす景勝地として有名である。このような



地形形状であるがゆえ、吾妻渓谷は河道における洪水流出を自然に制御する機能を有しているように見えるが、吾妻渓谷を流れる吾妻川は縦断的に急勾配であり、洪水時には大きな流速が発生することから、吾妻渓谷の狭窄（狭く絞られた河道形状をなす箇所のこと）による洪水流出の抑制効果は多くは期待できない。そもそも八ッ場ダムの効果量の算定に用いた洪水は、吾妻渓谷の狭窄があった状況において発生しているものであり、仮に吾妻渓谷の狭窄による洪水流出抑制効果があったとしても、それは既に織り込み済みである。

③ 建設省河川砂防技術基準について

八ッ場ダムの効果量の算定に当たっては、流域平均3日雨量が100ミリメートル以上の洪水を対象に、3日雨量が200分の1確率規模（319ミリメートル）と合致するよう、各時間降雨を一定率（引き伸ばし率という。）増加させ、これが降雨として生じたものとして計算している。100ミリメートル以上の洪水を選定した理由としては、

- i 概ね低水路（河川敷のうち普段水が流れている部分）から溢れ、高水敷（普段は流水がなく、広場・グランド等に利用されている箇所も多い。）が浸水する洪水が発生する雨量規模以上であること、
- ii 流域が広く様々な降雨パターンについて検討する必要があること、
- iii 降雨の引き伸ばし率があまり大きくならないことを考慮している。

なお、建設省河川砂防技術基準（案）同解説計画編（平成9年改訂版）の解説部分に「引き伸ばし率は2倍程度に止めることが望ましい。」とあるが、同書のまえがきに「本基準の解説部分は基準本体ではなく、基準の理解を深めるために一体編集している点にご留意の上…」とあるように、引き伸ばし率が2倍以上となる洪水を選定することが基準を犯すものではなく、また、平成17年11月に発刊された国土交通省河川砂防技術基準同解説計画編では、「引き延ばし率は2倍程度にする場合が多い。」という表



現に訂正されている。前述のように利根川上流域は広大であり、降雨の地域的な偏りが様々な31洪水（引き伸ばし率1.00～3.13）を用いて八ッ場ダムの効果を検証することは妥当と考えている。

したがって、建設省河川砂防技術基準（案）のルールに反して、八ッ場ダムによる八斗島地点での洪水の削減効果を算出するため机上の計算をしたにすぎないとの原告らの主張は、失当である。

6 八ッ場ダムの有用性について

原告らは、利根川水系河川整備基本方針でも毎秒16,500立方メートルまでは河道整備で対応可能とされているので、八ッ場ダムを新設しなくても、河道整備さえ計画どおり実施すれば、既設のダムと合わせて、カスリーン台風並みの洪水に対応することは十分に可能であるから、八ッ場ダムは無用であると主張する。

しかしながら、国土交通省の見解によると、利根川水系工事実施基本計画及び河川整備基本方針の洪水防御の対象洪水であるカスリーン台風の洪水流量を基にすると、八斗島基準地点における基本高水のピーク流量が毎秒22,000立方メートルであり、そのうち、河川整備基本方針では河道分担量を毎秒16,500立方メートルとし、残りの毎秒5,500立方メートルを洪水調節施設により調節する計画としている。現状は、八斗島上流の既設6ダムと建設中の八ッ場ダムを合わせても洪水調節効果が毎秒1,600立方メートル程度と見込まれ、八ッ場ダムはもちろんのこと、今後更なる洪水調節施設等の整備が必要であるとされている。

そのため、八ッ場ダムを含め今後洪水調節施設の整備が必要と考えられ、八ッ場ダムは無用であるとする原告らの主張は当を得ていない。

7 流域の都県が受ける治水上の利益について

論文
士

国土交通省の見解によれば、概ね200年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、利根川が氾濫した場合に想定される浸水状況をシミュレーションしたところ、浸水想定区域には、東京、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬の1都5県87市区町村（市区町村数は平成17年3月28日現在）が含まれ、区域の面積は1,800平方キロメートル、区域内の人口、家屋数はそれぞれ約377万人、約137万戸となっている。

八ッ場ダムの治水効果は、利根川で洪水氾濫が起きると浸水する恐れがある区域に広く及ぶものであり、流域の都県がダムの建設によって受ける治水上の利益は非常に大きなものである。

8 まとめ

以上に述べたとおり、原告らの主張と治水について責任ある立場の国土交通省の見解とを対比し検討したが、八ッ場ダムの治水上の必要性、有効性等に関する原告らの主張は、いずれの点からも失当であると考える。

したがって、原告らのこれらの主張をもって国土交通大臣の治水に係る地方負担金の納付の通知等が違法無効（予算執行の適正確確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する）であるなどとは言えず、本件に対する知事の支出命令には何ら問題はない。

以 上